

# A W 検 定

(建築鉄骨溶接技量検定)

工事現場溶接技能者の受験事業所変更に関する  
運用規定細則

制定：2023年6月23日

一般社団法人AW検定協会

## 工事現場溶接技能者の受験事業所変更に関する運用規定細則

### (適用範囲)

第1条 本細則は、AW検定工事現場溶接資格保有者（以下、資格保有者という）が登録されている受験事業所の変更を行う場合に適用する。

### (受験事業所変更の条件)

第2条 受験事業所変更の条件は次による。

- (1) 変更前後の両受験事業所が同意していること。
- (2) 変更後の受験事業所は、国土交通大臣の認定を受けた工場、または一般社団法人AW検定協会東日本と一般社団法人AW検定協会西日本（以下、地域協会という）のいずれかが認めた受験事業所であり、変更申請する時点においてAW検定試験の受験実績を有していること。

### (変更申請)

第3条 変更申請者は、変更後の受験事業所の代表者とし、変更申請のための書類を変更後の受験事業所が所属する地域協会に提出する。

2. 変更申請が可能な期間は、4月1日から12月31日までとする。ただし、資格保有者がAW検定試験を受験中の場合は、受験申請日から翌年の3月31日までは変更申請を行うことができない。
3. 資格の有効期間の延長を2回行った資格保有者の場合は、変更後の受験事業所から翌年度の受験申請を行うことで、受験事業所の変更申請を省略することができる。ただし、変更後の受験事業所は、変更前の受験事業所との重複受験とならないことを確認しなければならない。

### (変更申請のための書類)

第4条 変更申請のための書類は次による。

- (1) 変更申請書（所定の書式に記入すること）
- (2) 変更前の受験事業所における『AW検定資格証』の写し
- (3) 変更前後の両受験事業所の同意書

### (変更申請料の納入)

第5条 変更申請する受験事業所は、変更後の受験事業所が所属する地域協会に変更申請料を納入する。

(資格証の交付)

第6条 変更前後の受験事業所が所属する地域協会（地域をまたがる変更の場合は両地域協会）の資格検定委員会が受験事業所の変更を確認し、理事会が承認した後、『AW検定資格証』、『資格証明シール』及び『資格保有者一覧表』を変更後の受験事業所に交付する。

なお、上記は変更前の『AW検定資格証』原本が地域協会に返却されたことを確認した後に交付する。

(細則の改廃等)

第7条 本細則を改定または廃止するときは、両地域協会の資格検定委員会で審議し、一般社団法人AW検定協会の理事会の承認を得るものとする。

2. 本細則に定めのない事項は、両地域協会の資格検定委員会で審議し、必要に応じて一般社団法人AW検定協会の理事会の承認を得るものとする。